

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

税のお知らせ

公民館での「確定申告・住民税申告」延長
4月15日（木）正午まで

町では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、国税庁（税務署）における確定申告の期限延長に合わせ、公民館での申告受付の期間を延長しています。
また、町への住民税申告の期限についても同様に延長していますので、申告が必要な人は、期限までに申告ください。

【注意】

次の人は、「名寄税務署」での確定申告（郵送又はe-Taxでも可）となります。

- 申告所得税
青色申告、分離譲渡所得（不動産、株式等）、FX取引、仮想通貨（暗号資産）等の申告がある人
- 消費税
「個人の農業所得者の人

で簡易課税制度を選択されている人」以外の人

○贈与税の申告対象の人

■受付期間

4月15日（木）正午まで
（土曜・日曜・祝日除く。）

■受付時間

午前8時30分から午後5時まで
（正午から午後1時までを除く。）

※最終日4月15日（木）の受付は、正午まで

■受付会場

公民館2階・視聴覚室

■お問い合わせ

税務住民課
税務・収納グループ
☎4-2511
内線535・599
☆4-2511031



税のお知らせ

令和3年度町税等の納付は、口座振替が便利です

町税等（軽自動車税、町道民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）の納付は、納め忘れのない口座振替をお勧めします。
北星信用金庫、北はるか農業協同組合下川支所、郵便局の口座をご利用できます。

手続きは、銀行印をご持参の上、各金融機関または役場税務住民課で行ってください。ただし、郵便局のご利用希望の人は、役場税務住民課では手続きができませんので、郵便局で行ってください。

■お問い合わせ

税務住民課
税務・収納グループ
☎4-2511
内線114・115
☆4-251103

後期高齢者医療からのお知らせ

令和3年度の保険料率

加入者（被保険者）の人に納付いただく保険料率は、均等割は、52,048円。所得割は、10.98%となります。

この保険料率に基づく令和3年度の保険料額は、「保険料額決定通知書」により、8月に個別に通知します。
なお、世帯主や加入者の所得に応じて、保険料の軽減があります。
詳しくはお問い合わせください。



■お問い合わせ

◎北海道後期高齢者医療広域連合
☎011-290-5601
◎税務住民課
税務・収納グループ
☎4-2511 内線115
☆4-251103

令和3年度の保険料率に基づく保険料額

均等割
一人当たりの額
52,048円

+

所得割
本人の所得に応じた額
 $(\text{令和2年中の所得} - 43\text{万円}) \times 10.98\%$

=

1年間の保険料
100円未満切捨て
限度額64万円